

平成24年度
大分市の教育
大分市教育委員会



大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例

平成8年3月28日

大分市条例第2号

(目 的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、第4条に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の施策)

第4条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

(実態調査)

第5条 市は、前条に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●表紙の作品について

福田平八郎（ふくだ へいはちろう） 1892年～1974年
「鯉」 1943年頃 絹本着色 大分市美術館蔵

福田平八郎は、身近な事物を対象に、写実を基礎とした平明かつ装飾的な画風を確立した、わが国を代表する日本画家です。

大分市に生まれ、大分県立大分中学校を経て、京都に上り、京都市立美術工芸学校、京都市立絵画専門学校を卒業。1921年の第3回帝展で、写実を追求した「鯉」で特選を受賞し、一躍画壇において頭角を現し、さらに画業を深化させ、1932（昭和7）年の「漣」、1947年の「筍」、1953年の「雨」といった近代美術史上にその名の残る名作の数々を生み出し、1961年に、文化勲章を受章しました。同年、大分市第1号名誉市民に推挙され、その翌年に、作者の寄付をもとに、現在の「福田平八郎賞」大分市小・中・特別支援学校図画展が始まっています。

本作では、鯉の胴体が、やや太めのどっしりした形で表現され、鱗の数はかなり減少し、かつパターン化され描かれています。これらはこの時期作者が、かねてからの写実的な表現による制作からの脱却を図ろうとした状況を示しており、ここでは、銅器の立体物のような、様式化された、重厚な画風が展開されています。